



TA 公報たぶせ BUS E

Public Relations No.1017



— 横断歩道の安全な渡り方教室 (麻郷小学校)

～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち 田布施

6

2021

『基礎疾患がある人』、『60～64歳の人』の

新型コロナウイルスワクチン接種を開始します

問 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（西田布施公民館内） ☎ 25-1033

■基礎疾患がある人

◆要件

国が定める基礎疾患に該当する人

◇国が定める基礎疾患のある人とは
次の1か2にあてはまる人です。

1. 次の病気や状態の人で、通院または入院している人

① 慢性の呼吸器の病気

② 慢性の心臓病（高血圧を含む）

③ 慢性の腎臓病

④ 慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く）

⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病

⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）

⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）

⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がいなど）

⑪ 染色体異常

⑫ 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）

⑬ 睡眠時無呼吸症候群

⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手

帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で『重度かつ継続』に該当している場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の人

※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

◇接種券申請方法

本人または家族などが、電話で新型コロナウイルスワクチン接種対策室に申請してください。

電話の際に①基礎疾患（疾患名・かかり付け医療機関名・受診頻度）またはBMI、②氏名、③生年月日、④電話番号、⑤住所を伺います。申請受付後、接種券と予診票を郵送します。

※電話での申請が困難な人は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室に来庁または電子メールでの申請も受け付けます。

◇電子メールアドレス
hokencenter@town.tabuse.
yamaguchi.jp

※右記①～⑤を記載し送信してください。

◇60～64歳の人

◇要件 昭和32年4月2日～昭和37年4月1日までに生まれた人

◇接種券発送日 6月10日（木）

以下共通

●接種方法

接種は、西田布施公民館で行う『集団接種』と、医療機関で行う『個別接種』があります。

【集団接種】

接種は6月22日以降の火曜日または日曜日に行います。ワクチン接種コールセンター（☎51・0567）に電話し、ご予約ください。

・受付時間 平日午前9時～午後4時

※接種会場へ行くことが困難な場合は、バスなどの送迎を行いますのでご相談ください。事情により、電話予約が困難な人は、新型コロナウイルスワクチン接種対策室で予約を受け付けます。

【個別接種】

接種は7月から行います。

予約は6月21日以降に町内の医療機関に電話し、申し込んでください。

◇町内医療機関

・医療法人弘和クリニック
☎52・2508

・新谷医院 ☎52・5550

・医療法人藤田医院 ☎52・2558

・やのくにクリニック ☎25・1892

・医療法人吉村胃腸科内科医院
☎52・3266

※電話が混雑する場合は、お手数ですが、しばらく時間をおいてお掛け直してください。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※65歳以上で接種を希望する人は、お早めにご予約をお願いします。

ワクチン接種に関する詳細は、町ホームページに掲載しています。

～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施

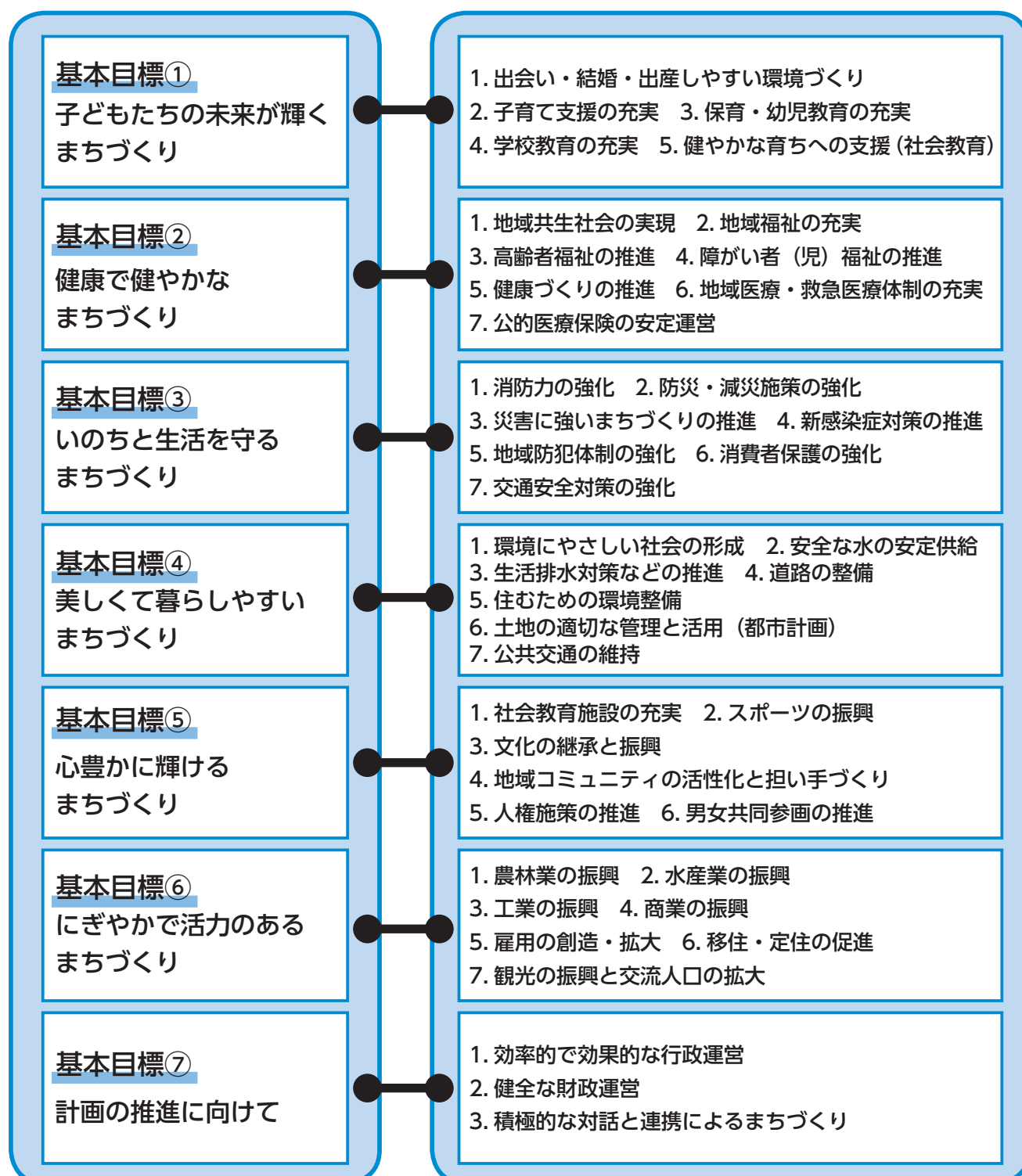
少子高齢化の進行、産業を取り巻く環境の急速な変化など、町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、町のあらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

引き続き行財政運営の見直しを進め、時代に対応したまちづくりに向け、積極的な取組が求められています。これらの町が抱える課題を整理し、令和7年度を目標年度とする今後5年の計画を策定しました。

※『第6次田布施町総合計画』の本編は、図書館や公民館などに閲覧用として配置しています。

また、『第6次田布施町総合計画』の本編はページ数が多いため、10ページ程度にまとめた『概要版』を6月10日の回覧で配布しています。

■まちづくり施策の体系について



新型コロナウイルス感染症に関する

田布施町独自支援対策（第4弾）

町では新型コロナウイルス感染症に関し、第4弾となる独自支援対策を実施します。対象や条件など詳細は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

1. 地域応援商品券事業

新型コロナウイルス感染症の影響による家計への生活応援および、地元消費の低迷状態を回復するため、令和3年7月1日時点で町に住民票がある人を対象に、町から1人あたり『地域応援商品券』3,000円分（1,000円×3枚綴り）を配布します。

※令和3年7月1日時点で田布施町の住民基本台帳に記録されている人が対象です。

2. 子育て応援商品券事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、負担が大きくなっている子育て世帯の生活を支援するため、令和3年7月1日時点で町に住民票がある18歳までの子どもを対象に町から1人あたり『子育て応援商品券』1万円分（1,000円×10枚綴り）を配布します。

※平成15年4月2日以降に生まれた18歳までの子どもがいる世帯が対象です。

3. 新生児特別給付金

令和3年4月1日～令和4年3月31日の間に生まれた子ども1人につき10万円を支給します。

■問合せ先

◇施策番号1・5 経済課 ☎ 52-5805

◇施策番号2・3 町民福祉課 ☎ 52-5810

◇施策番号4 健康保険課 ☎ 52-5809

4. 新型コロナウイルス感染症検査費用助成

県のPCR検査対象外で感染拡大やクラスターを未然に防ぐため、町が必要に応じ、PCR検査などの費用助成を行います。

5. 「ふるさとたぶせ便」がんばる学生応援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に影響の出ている町出身の学生を応援するために、町内産のお米をはじめとする町内産品などを詰め合わせた『ふるさとたぶせ便』を届けます。

◇対象者 町内に実家があり、令和3年5月1日時点で町外に在住している学生

6. 小・中学校特別教室空調整備事業

新しい生活様式を踏まえた感染症対策と熱中症対策として、小中学校4校の図書室に空調設備を整備します。
（田布施西小学校は整備済み）

7. 新生活様式への対応（公共施設関係）

- ・庁舎などの感染予防対策（消毒液、アクリル板など）
- ・庁舎等デジタル推進（Web会議用備品の整備など）
- ・行政事務デジタル化推進
（住民税課税支援システム導入）
- ・図書館デジタル推進（閲覧用タブレット購入）

◇施策番号6 学校教育課 ☎ 52-5812

◇施策番号7 総務課 ☎ 52-5802

アルコールハンドジェルをご寄贈いただきました

4月13日（火）にドラッグストア『ウォンツ』を運営する株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本から、店舗所在周辺地域への貢献として、アルコールハンドジェル230本をご寄贈いただきました。

新型コロナウイルスなど感染症予防のために活用させていただきます。ありがとうございました。



町内の取扱店舗で使える商品券を配布します (新型コロナウイルス感染症に関する町独自地域支援対策)

田布施町地域応援商品券

問 経済課 ☎ 52-5805

新型コロナウイルス感染症の影響による家計への生活応援および、地元消費の低迷状態の回復を支援します。



◇配布額 1人につき1冊(3,000円分)
※1,000円券3枚綴りとなっています。

◇配布対象者

- ①令和3年7月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている人
- ②令和3年7月2日～31日までの間に生まれた子ども

◇配布時期・方法

令和3年8月以降に全世帯の世帯主宛に簡易書留で郵送を予定しています。
※世帯員分をまとめて世帯主宛てに郵送します。

田布施町子育て応援商品券

問 町民福祉課 ☎ 52-5810

新型コロナウイルス感染症の影響により、負担が大きくなっている子育て世帯の生活を支援します。



◇配布額 子ども1人につき1冊(1万円分)
※1,000円券10枚綴りとなっています。

◇配布対象者

- ①令和3年7月1日時点で町の住民基本台帳に記録されている平成15年4月2日以降に生まれた子ども(18歳まで)
- ②令和3年7月2日～31日までの間に生まれた子ども

◇配布時期・方法

令和3年8月以降に子どもがいる世帯の世帯主宛てに簡易書留で郵送を予定しています。
※保護者・養育者が特定できないため、便宜上、世帯主宛てに郵送します。

■使用期限

令和4年1月31日(月)まで町内の商品券取扱店で使用できます。

※お手元に届いた日から使用できます。

■取扱店舗

商品券が使用できる取扱店一覧表を商品券に同封します。また、取扱店の店頭にはポスターが掲示されます。

■注意事項

- ①商品券の再発行はできません。
- ②使用時のつり銭のお返しはできません。
- ③その他事業に関するQ&Aなどは町ホームページからご確認ください。

地域応援商品券・子育て応援商品券の取扱店を募集しています！

◇募集締切 令和3年6月30日(水)

※期日までに申し込みのあった店舗は取扱店一覧表に掲載されます。

◇登録方法

『取扱店登録申込書』に必要事項を記入し、田布施町商工会に郵送またはFAXで申し込む

※登録は町内の店舗に限ります。

※商工会非会員でも申し込みできます。

◇申込み・問合せ先 田布施町商工会 ☎ 52-2983



子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）支給のご案内（国制度）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

■対象児童

平成 15 年 4 月 2 日～令和 4 年 2 月 28 日生まれの児童（障がいをお持ちの児童は平成 13 年 4 月 2 日生まれ以降）

■支給対象者

- ①令和 3 年 4 月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人であって、令和 3 年度分の住民税（均等割）が非課税である人
- ②①のほか、対象児童（18 歳になる年の年度末までの子（障がい児については 20 歳未満）の養育者であって、次のいずれかに該当する人（要申請）
- ・令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

■支給額 児童 1 人当たり一律 5 万円

■申請方法

◇支給対象者①に該当する人

申請不要（ただし、受給を拒否する場合は拒否届の提出が必要）

児童手当などの指定口座に支給します。

◇支給対象者②に該当する人

別途申請が必要（町民福祉課児童係にて受付）

■申請書の配布について

②のうち 高校生のみ養育する人	6 月ごろに 町から郵送
②のうち 新規児童手当受給者・特別児童扶養手当受給者	随時、 町から郵送
上記以外の人 （家計急変者、公務員である児童手当受給者、令和 3 年 1 月 1 日～3 月 31 日の転入者）、その他（税額更正による令和 3 年度非課税者など）	町民福祉課 児童係にて配布 ※窓口へお越し ください。

■問合せ先

- ・厚生労働省『低所得子育て世帯特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）』コールセンター ☎ 0120-811-166
- ・町民福祉課児童係 ☎ 52-5810

JR 田布施駅の 窓口営業時間の変更について

鉄道オペレーションの生産性の向上およびスリム化により持続可能な鉄道を構築するため、より効率的な業務体制の見直しを行い、窓口営業時間の変更をすることとなりました。

◇ JR 田布施駅の窓口営業時間について

5 月 31 日まで	6 月 1 日より
午前 7 時 15 分～ 午後 7 時 30 分	午前 8 時～ 午後 7 時 30 分

◇問合せ先 西日本旅客鉄道株式会社
☎ 0570-00-2486
（受付時間 午前 6 時～午後 11 時）

水泳教室・卓球教室の 中止について

7、8 月に開催を予定していた『水泳教室・卓球教室』は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とします。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力をお願いします。

◇問合せ先 TAIKO スポーツセンター田布施
☎ 52-3832



『避難情報等』を変更しました

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

災害対策基本法が改正されたことに伴い、これまで町が発令していました『避難情報等』を5月20日から変更しました。

■主な変更点

- ①『避難勧告』と『避難指示』は、『避難指示』に一本化し、法改正前の『避難勧告』のタイミングで『警戒レベル4 避難指示』を発令。
- ②災害が発生・切迫し、避難場所などへ避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物などで直ちに身の安全を確保するよう促す場合に『警戒レベル5 緊急安全確保』を発令。
※警戒レベル5は、町が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。
- ③立ち退き避難に時間を要する高齢者、障がいのある人や避難を支援する人に早期避難を促すため『警戒レベル3 高齢者等避難』を発令。

■気象庁などから出る河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状 況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 浸水の情報（河川） 土砂災害の情報（雨）	
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
<警戒レベル4までに必ず避難を！>					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者などは避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水 注意報	2 相当	氾濫注意情報 —
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1 相当	— —

■避難所への避難をはじめ、次のことについて、普段からどう行動するか決めておきましょう

◇町が開設する避難所への避難

避難所の開設状況は、防災行政無線および『田布施町メール配信サービス』などでお知らせします。

避難所での新型コロナウイルス感染防止のため、マスクや消毒液、体温計などの携行をお願いするとともに、『3密』の回避にご協力をお願いします。

◇安全な親戚・知人宅への避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

◇屋内安全確保

風水害時、安全が確保できる場合の建物の高層階への避難や、自宅の2階以上への避難など、事前に確認することも必要です。

◇安全な宿泊施設などへの避難

町の内外を問わず、安全が確保できる宿泊施設への避難も、事前に検討をお願いします。

ハラスメント防止対策を見直しました

問総務課 ☎ 52-5802

育児・介護休業法などの改正により、平成 29 年 1 月から、新たに妊娠・出産・育児休業などに関するハラスメント（マタニティハラスメントなど）の防止措置を講じることが義務付けられるとともに、令和 2 年 6 月に改正された『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』が施行され、事業主に対してパワー・ハラスメントを防止するために必要な措置を講じることが義務付けられました。平成 30 年に作成した『田布施町職員ハラスメント防止に関する要領』を、改めて『田布施町職員のハラスメントの防止等に関する要綱及び指針』として整備しました。

■主な改正概要

- ・町長、職員および管理監督者の責務を明確化
- ・ハラスメント防止の指針などを明確化
- ・相談および調査に協力した労働者に対する不利益取り扱いの禁止
- ・職員が他社の職員にセクハラを行った場合または受けた場合、他社と連携・協力して対応

■ハラスメント防止の基本指針

- ・ハラスメントの被害者への配慮およびハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、すべての職員が個人として尊厳が尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立します。
- ・田布施町は、ハラスメントのない、また、すべての職員が互いに尊重し合える、安全で良好な職場づくりに取り組んでいきます。
- ・田布施町は、差別的言動、暴力行為、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの個人の尊厳を損なう行為を行いません。

【6月は外国人労働者問題啓発月間です】

外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。詳細は、ハローワークへご相談ください。

◇問合せ先 ハローワーク柳井
☎ 22-2661

■ハラスメント通報・相談窓口

◇内部通報・相談窓口 総務課

☎ 52・5802

FAX 53・0140

E-mail koueki@town.tabuse.

yamaguchi.jp

◇外部通報・相談窓口

弁護士法人中山修身法律事務所

〒753・0073

山口市春日町2066・1

藩庁門ビル2階

☎ 083・923・5240

FAX 083・922・8768

E-mail n-osami@ninus.ocn.

ne.jp

※詳細は、町ホームページをご覧ください。

放送大学山口学習センター入学生募集

放送大学は、令和3年10月入学生を募集しています。

10代～90代の幅広い世代、約9万人の学生が大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

テレビによる授業だけでなく、学生は授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

歴史・文学・心理学・福祉・経済・情報・自

然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

◇令和3年10月出願期限

・第1回 8月31日(火)

・第2回 9月14日(火)

※資料を無料で差し上げています。希望する人はお問い合わせください。

◇問合せ先 放送大学山口学習センター

☎ 083-928-2501

6月27日（日）にマイナンバーカードの休日交付（予約制）等窓口を開設します

平日にマイナンバーカードの受け取りやマイナポイントの予約が困難な人を対象に、今回、休日窓口を開設します。予約制になりますので、受け取りなどを希望する人は、町民福祉課住民係までご連絡ください。

◇対象事務

- ・マイナンバーカードの交付、申請
※代理人による受け取りを希望する場合は、予約の際に必ずその旨をお伝えください。
- ・マイナポイントの予約・申し込み
※マイナポイントの予約・申し込み対象者は、4月30日までにマイナンバーカードを申請した人です。

◇開設日時、場所

6月27日（日）午前9時～午後4時 町民福祉課（1階②番窓口）

◇予約受付期間

6月7日（月）～25日（金）
※予約がいっぱいになり次第、受付終了とさせていただきます。

◇マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

- ・本人確認書類

1点で受け取りができるもの（顔写真付）	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、身体障害者手帳など
2点必要なもの	健康保険証、介護保険証、福祉医療受給者証、各種年金証書、社員証、学生証など

- ・はがき（個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書）
- ・通知カード（マイナンバーカードを初めて受け取る人のみ）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

◇マイナポイントの予約・申し込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）
- ・利用したいキャッシュレス決済サービスのIDおよびセキュリティコード
※決済サービスによっては、申し込み前に別途、各対応決済サービスが求める事前の登録手続きがご自身で必要な場合があります。事前の登録手続きが完了した状態でご来庁ください。

マイナンバーカードの交付と申請のみ、毎月第1日曜日（1月、5月は第2日曜日）も午前8時30分～午前11時30分の間で休日窓口を開設しています。

こちらも予約制となりますので、受け取りなどご希望の場合は、事前のご連絡をお願いします。
※マイナポイントの予約はできません。ご注意ください。

◇問合せ先

- ・受付の予約に関して 町民福祉課住民係 ☎ 52-5811

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者などの所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

■令和3年度 税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
所得割額	(令和2年中の総所得金額等－基礎控除43万円)×税率	7.6%	2.1%	2.3%
均等割額	被保険者1人あたり	24,000円	7,000円	15,000円
平等割額	1世帯あたり	24,000円	7,000円	
保険税年額	所得割＋均等割＋平等割 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 63万円	賦課限度額 19万円	賦課限度額 17万円

◇40歳、65歳、75歳になる人へ

- ・介護保険分は、40歳から65歳到達月までで算定しています。65歳到達後は介護保険制度から通知します。年度途中の40歳到達者は到達後に算定し通知します。
- ・年度途中で75歳になる人は、あらかじめ75歳到達までで算定しています。75歳到達後は後期高齢者医療制度から通知します。

■軽減・減免について

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の前年の所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

保険料の軽減世帯で、被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1となります。その後、世帯の状況に変更がない場合、3年間は平等割額が4分の3となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に

移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

均等割額と平等割額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り5割減免します。これは、今年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額はこれまでどおり免除されます。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入した人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、印鑑、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。

【 後期高齢者医療保険料について 】

令和3年度は、保険料の所得割率および均等割額に変更はありませんが、法改正により均等割額の軽減要件などが変更となりました。

■均等割額の軽減制度

◇均等割額軽減要件の見直しについて

軽減要件が次のように変更となりました。

世帯主および被保険者の前年の所得金額が、次の要件に該当した場合、均等割額の軽減が適用されます。(申請不要)

軽減内容	軽減要件（令和2年度）	軽減要件（令和3年度）
均等割額 7割軽減	所得金額が33万円以下	所得金額が43万円以下
均等割額 5割軽減	所得金額が『33万円＋ (28.5万円×被保険者数)』以下	所得金額が『43万円＋(28.5万円×被保険者数) ＋10万円×(年金・給与所得者数－1)』以下
均等割額 2割軽減	所得金額が『33万円＋ (52万円×被保険者数)』以下	所得金額が『43万円＋(52万円×被保険者数) ＋10万円×(年金・給与所得者数－1)』以下

◇均等割額軽減特例措置の見直しについて

前年の所得金額が、43万円以下（令和元年以前は33万円以下）の場合、法令上は7割軽減とされています。昨年度は、特例的に7.75割軽減とされていましたが、令和3年度は7割軽減に見直されます。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は5割軽減されます。(申請不要)

なお、均等割額の軽減は、資格取得後2年を経過する月までの間に限ります。

国民年金保険料の免除申請を

7月1日から受け付けます

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和3年度（令和3年7月分・令和4年6月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（⑥番窓口）または徳山年金事務所（7月1日から申請ができます。ただし、令和3年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額

を増やすことができます。また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時、受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。

なお新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで減少した場合には、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、保険料の免除や学生納付特例の申請が可能となりました。

詳細は徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先

・日本年金機構

徳山年金事務所

☎ 0834・31・2152

・健康保険課保険年金係
☎ 52・5809

【 介護保険料が改定されました 】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。令和3年度からの保険料は、令和3年度～令和5年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した基準額をもとに、前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■基準額の算出方法

田布施町で必要な
介護サービスの総費用

×

65歳以上の人の
負担分 約23%

÷

田布施町に住む
65歳以上の人数

=

保険料の基準額
56,000円(年額)

平成30年度～令和2年度は、介護予防の取組による効果や新型コロナウイルス感染症の影響などによりサービスの利用が見込みより少なく、介護保険給付額が減少したため、令和3年度からの保険料基準額は、前回より低くなっています。

※町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)で負担します。

【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

新型コロナウイルス感染症の影響や災害など特別な事情により保険税(料)を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

7月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(納付)通知書を納税(納付)義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替で支払う場合

年額を8回(7月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きで支払う場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

(例1) 納付書または口座振替により7月・8月・9月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年2月に年金からの天引きで納付

(例2) 年金から天引きにより4月・6月・8月分を納付し、残りの額を6回(9月～翌年2月まで毎月)に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法の変更を希望する人は、保険税(料)を滞納なく納付していることなど一定の条件に該当する場合に限り、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は、健康保険課賦課徴収係で行ってください(7月31日までに手続きをした場合は、9月30日分から口座振替を開始し、10月以降の年金天引きを中止することが可能です)。

※口座振替による支払いの場合は、口座名義人が所得税などの社会保険料控除を適用することができます。

※介護保険料は、介護保険法で納付方法が定められているため変更することができません。

■令和2年度と令和3年度の所得段階別保険料の比較

令和2年度

令和3年度

課税状況		対象者	保険料年額		保険料年額	対象者
本人	世帯					
非課税	全員が非課税	生活保護、老齢福祉年金を受給している	1段階 21,120円 (基準額×0.3)	→	1段階 16,800円 (基準額×0.3)	生活保護、老齢福祉年金を受給している
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下				公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超え120万円以下	2段階 35,200円 (基準額×0.5)	→	2段階 28,000円 (基準額×0.5)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超え120万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が120万円を超える	3段階 49,280円 (基準額×0.7)	→	3段階 39,200円 (基準額×0.7)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が120万円を超える
	課税者あり	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下	4段階 63,360円 (基準額×0.9)	→	4段階 50,400円 (基準額×0.9)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円以下
		公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超える	5段階 70,400円 (基準額)	→	5段階 56,000円 (基準額)	公的年金収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を引いた合計金額が80万円を超える
	課税	合計所得金額が120万円未満	6段階 84,480円 (基準額×1.2)	→	6段階 67,200円 (基準額×1.2)	合計所得金額が120万円未満
		合計所得金額が120万円以上200万円未満	7段階 91,520円 (基準額×1.3)	→	7段階 72,800円 (基準額×1.3)	合計所得金額が120万円以上210万円未満
		合計所得金額が200万円以上300万円未満	8段階 105,600円 (基準額×1.5)	→	8段階 84,000円 (基準額×1.5)	合計所得金額が210万円以上320万円未満
		合計所得金額が300万円以上	9段階 119,680円 (基準額×1.7)	→	9段階 95,200円 (基準額×1.7)	合計所得金額が320万円以上

【 介護保険サービスについて 】

■介護保険負担割合証の更新

現在、お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和3年7月31日です。8月以降に使用する介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

■介護保険負担限度額認定証の更新

市町村民税非課税の世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により介護保険施設などを利用する際の食費や居住費の負担軽減を受けることができます。

現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和3年7月31日）には、更新案内を送付しますので、引き続き負担限度額認定が必要な場合は更新の手続きを行ってください。

なお、令和3年8月から対象者となる要件と食費の費用負担額が変わりますのでご注意ください。

■介護保険負担限度額認定の見直し（令和3年8月利用分から）

◇主な変更点

Ⅰ. 対象者となる要件【表1】

- ・利用者負担第3段階は収入などの金額により①と②に細分化されます。
- ・預貯金などの要件は、これまでの一律1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、本人の収入などに応じた預貯金などの合計額に変更されます。

Ⅱ. 食費の費用負担額【表2】

- ・施設入所や短期入所（ショートステイ）利用時の食費負担額が変わります。

◇対象者と利用者負担段階（令和3年8月利用分から）

世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税で、収入要件と預貯金などの要件に該当する人が対象となります。

【表1】

（変更部分は網掛け・下線部）

利用者 負担段階	対象者	
	収入要件	預貯金などの要件
第1段階	生活保護受給者	
	老齢福祉年金の受給者	預貯金などの合計が1,000万円以下 (夫婦は2,000万円以下)
第2段階	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	預貯金などの合計が650万円以下 (夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下	預貯金などの合計が550万円以下 (夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超	預貯金などの合計が500万円以下 (夫婦は1,500万円以下)

※65歳未満の人の預貯金などの要件は、いずれの段階も合計1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

※年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。

※詳細は健康保険課長寿支援係にお問い合わせください。

◇1日あたりの負担限度額【令和3年8月利用分から】

【表2】

(変更部分は網掛け・下線部)

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）				
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（老健、療養など）	従来型個室（特養など）	多床室
第1段階	300円	820円	490円	490円	320円	0円
第2段階	390円 (600円)	820円	490円	490円	420円	370円
第3段階①	650円 (1,000円)	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
第3段階②	1,360円 (1,300円)					

※食費の（）内は短期入所サービス（ショートステイ）を利用した場合の金額です。

高額介護（介護予防）サービス費の見直し（令和3年8月分から）

高額介護（介護予防）サービス費の判定に用いる利用者負担段階区分のうち『現役並み所得相当』の区分が、令和3年8月利用分から細分化され、利用者負担の上限額が変わります。

◇利用者負担の上限額（月額）

【令和3年7月利用分まで】

【令和3年8月利用分から】

利用者負担段階区分	上限額		利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得相当（※）	世帯 44,400円	➡	現役並み所得相当（※）	年収約1,160万円以上 世帯 140,100円
				年収約770万円以上 約1,160万円未満 世帯 93,000円
				年収約383万円以上 約770万円未満 世帯 44,400円

利用者負担段階区分	上限額
一般 市町村民税課税世帯で上記以外の人	世帯 44,400円
市町村民税非課税世帯	世帯 24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 ・高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護受給者	個人・世帯 15,000円

※同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、その世帯の65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人

特定健康診査のご案内 (国民健康保険の人)

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病、脳卒中、心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は、自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人は、これを機会にぜひ受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人。対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付します。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入している保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター(☎52・4999)にご連絡ください。

◇受診料 無料

◇受診方法

令和4年1月31日(月)までに、郡内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受

診券(ピンク色)、『質問票』、『国民健康保険被保険者証』を必ず医療機関の窓口に提示してください。

◇受診結果

受診された月の約2か月後に個別に通知します。

◇集団健(検)診

10月2日(土)に西田布施公民館で『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。健(検)診を平日に受診できない人はこの機会に、ぜひご利用ください。集団健(検)診を希望する人は、受診券に同封の申込書を6月30日(水)までに健康保険課に提出してください。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師、管理栄養士がアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。

※対象者には個別に通知をします。

■健康診査のご案内

(後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

◇対象者

後期高齢者医療の加入者。対象者には、4月下旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付しています。

◇受診料(自己負担額) 500円

◇受診方法

令和4年3月31日(木)までに、県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券(オレンジ色)』、『質問票』、『後期高齢者医療被保険者証』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。

青少年健全育成町民会議

および

防犯パトロール隊 について

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持ち、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による、町民が一体となる運動が不可欠です。

青少年健全育成町民会議では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、『町民会議だより』の発行などを行っています。

防犯パトロール隊では、町民の安全な生活を守るため、町内パトロールなどを実施しています。

会費のお願い

『青少年健全育成町民会議』と『防犯パトロール隊』の活動は、町民の皆さまの支援によって行われています。これらの重要性を理解いただき、活動のための会費に、ご協力をお願いします。

会費 一口 300円

内訳：町民会議 一口 200円
防犯パトロール隊 一口 100円

※一世帯で複数人が入会することも、一人で複数口入会することも可能です。

※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で集金します。

問田布施町青少年健全育成町民会議事務局
(社会教育課内) ☎ 52-5813
田布施防犯パトロール隊事務局
(総務課内) ☎ 52-5802

令和3年度 主な実施事業・事業予定

【青少年健全育成町民会議】

月 日	行 事
7月～11月	補導委員夜間パトロール (各地域)
8月 7日(土)	町民会議体験活動『カヌーに乗って遊ぼう!』
8月20日(金)	補導委員夜間パトロール (全体)
10月～3月	就学児子育て講座・思春期子育て講座
11月下旬	青少年健全育成作文集発行
1月～3月	小学6年生と地域補導委員などのふれあい会

【防犯パトロール隊】

月 日	行 事
4月10日～25日	田布施町防犯パトロール隊総会 (書面協議)
7月1日(木)	『国民安全の日』一斉パトロール
7月1日～20日	公園・遊園地の点検
12月28日(火)	歳末一斉パトロール
未定	田布施駅前駐輪場放置自転車の整理

『田布施川・灸川洪水ハザードマップ』の改訂について

町では、平成19年度に『田布施川・灸川洪水ハザードマップ』作成しています。しかし、全国各地で豪雨による被害が多発する中、平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の前提となる『想定しうる最大降雨規模』が1日あたり232mmから532mmに変更されました。

これを受けて、県は、河川が氾濫した場合の浸水想定区域を見直しました。このため、町としても新たに『田布施川・灸川洪水ハザードマップ』の作成を進めており、町ホームページに掲載しています。



梅雨の豪雨に備え、ぜひご確認ください。
なお、7月には『田布施川・灸川洪水ハザードマップ』を各戸配布する予定としています。

◇問合せ先

・総務課 ☎ 52-5802
・建設課 ☎ 52-5807

ジュニア『ものづくりー』ラボ 参加者募集！



文部科学省の『地域との協働による高等学校教育改革推進事業』の指定校である田布施農工高等学校と連携し、地方創生事業として3Dプリンターやマイコン（マイクロコンピュータ）を使ったワークショップ『ジュニアものづくりーラボ』を行います。

『ものづくりー』とは、ものづくりが大好きで想像力豊かな人たちが親しみを持って呼び合う田布施オリジナルの合言葉です。ぜひ、気軽にご参加ください。

■開催日時 8月10日（火）・11日（水）

午前8時45分～午後4時

（受付時間 午前8時30分～）

※いずれかの日のみに参加希望者が多い場合、1日のみで開催する場合があります。

■会場 田布施農工高等学校

■コース・内容

◇3Dモデリングコース

オートデスク社の『Fusion360』というソフトを使い、3D（立体）のモデル（形）を作ります。角柱、円柱、ブーリアン演算などを組み合わせ、簡単な立体を作成します。後日、自分で作成した立体モデルを3Dプリンターで出力しお渡しします。※自分で作りたいモデルを事前に考えてきてください。（大きさは手のひら大くらいまでとする）

◇ロボットコース

世界各国の『メイカー（メイカームーブメント）』の間で最も使用されている『Arduino』を使って、デジタル制御を学びます。ブレッドボードに回路を作り、自分が書いたプログラムでロボットカーの動きを制御します。終了時に、使ったマイコンやロボットカーをお渡しするので、自由にプログラミングをすることができます。

■対象者 町内在住の中学生

※保護者の見学も可能です。

■募集定員（各日共通）

◇3Dモデリングコース 最大10人程度

◇ロボットコース 最大5人程度

※新型コロナウイルス感染症対策として、受付時に、当日の体調について、簡単なヒアリングを行います。

※応募多数の場合は抽選とし、結果は別途お知らせします。

■参加費 500円（当日受付時に徴収）

■持参物 マスク、昼食、ノート、筆記用具

■申込方法 チラシの申込書に必要事項を記入の上、申し込む

※チラシは別途、学校を通じて配布します。また町ホームページに掲載しています。詳細はご確認ください。

■申込期限 7月21日（水）

※新型コロナウイルス感染症の影響で予定を変更する場合があります。ご了承ください。

■申込み・問合せ先

企画財政課企画係 ☎52-5803

田布施町老人クラブ連合会の愛称を募集します

田布施町老人クラブ連合会は、社会奉仕や健康増進に関する活動を実施するなど、会員相互の親睦を図り、社会活動を行っています。

この度、老人クラブ全体のイメージアップと会員の輪を広げるために老人クラブ連合会の愛称を募集します。田布施町らしさが感じられるものや、健やかで元気あふれる高齢者を連想するものなど、町民に親しまれる素敵な愛称をお待ちしています。

選考の結果、愛称の採用者には記念品を贈呈させていただきます。

◇応募締切日 10月29日（金）

◇応募方法 高齢者いきいき館と健康保険課の窓口に応募用紙と投函箱を用意していますので、応募用紙に必要事項を記入し、投函してください。

◇問合せ先

・田布施町老人クラブ連合会事務局

（高齢者いきいき館内）

☎51-0221

・健康保険課長寿支援係

☎52-5809



レノファ山口FC 2021 ご当地選手紹介

レノファ山口FC 2021 シーズンの田布施町ご当地シャレン選手は、昨シーズンに続き佐藤健太郎選手（背番号5）とヘナン選手（背番号3）です。

皆さまの応援、よろしくお願いします。

■選手プロフィール (写真提供：レノファ山口FC)



佐藤健太郎【MF・5】
(1984.8.14 生まれ)

名張西高校出身、順天堂大学在籍後、モンテディオ山形に入団。以降、ジェフユナイテッド市原・千葉、京都サンガF.C.を経て、2017年よりレノファ山口FCへ移籍。



ヘナン【DF・3】
(1996.7.28 生まれ)

レッドブルブラジル（サンパウロ1部）に入団。以降、パルメイラス（ブラジル1部）、モンテアズール（サンパウロ3部）、フォス・ド・イグアス（パラナ1部）を経て、2018年よりレノファ山口FCへ移籍。

【 魅力再発見ウォーキング参加者募集 】

次の日程でウォーキングを実施します。お気軽に参加してください。

◇日時・場所

①7月4日（日）午前7時40分～

田布施町役場駐車場集合 平郡島散策

※昼食・飲物・渡船料（片道1,570円）

持参してください。

・渡船時間

（行き）柳井 午前8時30分発

（帰り）柳井 午後3時40分着

※状況によっては、場所が変更になる場合があります。

②7月25日（日）午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

③8月1日（日）午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

④8月8日（日）午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

⑤8月15日（日）午前5時30分

麻郷公民館

⑥8月22日（日）午前5時30分

浜城集会所（防災センター）

⑦8月29日（日）午前5時30分

田布施地域交流館駐車場

※9月以降も、順次開催予定です。

※悪天候の場合、中止です。

◇問合せ先 遊歩クラブ（鳥越）

☎090-7370-5814



歯周病を予防しましょう

問保健センター ☎52-4999

歯周病は、歯と歯ぐきにできたすきま（歯周ポケット）から侵入した細菌が歯肉に炎症を引き起こし、さらに歯を支える骨を溶かしてグラグラにしてしまう病気です。痛みがないことが多いので、気がつかないうちに進行し、歯肉からの出血などが起こった後、歯が自然に抜け落ちるほど重症になることもあります。

歯周ポケット保有者の割合は年齢とともに増え、45歳以上では過半数を占めます。

■歯周疾患の自覚症状とセルフチェック

歯周病は、初期の段階ではなかなか自分で気がつくような症状がでできません。次のような症状があったら、歯周病の可能性あります。歯科医療機関で検査を受けてみましょう。

- ☐ 朝起きたときに、口の中がネバネバする。
- ☐ 歯みがきのときに出血する。
- ☐ 硬いものが噛みにくい。
- ☐ 口臭が気になる。
- ☐ 歯肉がときどき腫れる。
- ☐ 歯肉が下がって、歯と歯の間にすきまができた。
- ☐ 歯がグラグラする。

町では歯科健康診査の助成を行っています。ぜひご利用ください。

- ◇対象者 40～70歳（令和3年4月1日現在）
- ◇個人負担金 500円
- ◇委託医療機関 町内歯科医院
- ◇申込み先 田布施町保健センター（☎52-4999）

■喫煙と歯周病

たばこを吸う人は吸わない人に比べて歯周病にかかりやすく、悪化しやすいことがわかっています。喫煙者は歯周病の治療効果が低いといわれていますが、禁煙をすると歯を支える組織の状態が良くなるため、歯周病のリスクが下がり、治療効果が上がります。

（参考：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト）



彩りトトロ汁

食生活改善推進協議会

長芋やオクラのネバネバは、腸を元気にする水溶性食物繊維がたっぷりヘルシー。
カラフルで食感が美味しいトトロ汁です。

材料（4人分）

長芋	200g
オクラ	8本
ぶなしめじ	60g
絹豆腐	100g
黄パプリカ	1/2個（60g）
ミニトマト	6個
だし汁	600cc
生姜（すりおろし）	小さじ1
しょうゆ	大さじ1

作り方

- ①長芋はすりおろす。オクラは塩（分量外）をまぶして板ずりし、熱湯でさつと茹でて半分は粗刻み、半分は飾り用の輪切りにする。ぶなしめじ、豆腐は8mm角に切る。黄パプリカは8mm角に切って500Wのレンジで1分加熱する。ミニトマトは粗く刻む。
- ②鍋にだし汁とぶなしめじを加えて火にかけ、煮立ったら豆腐、長芋、オクラの粗刻みを加え、すりおろした生姜としょうゆで調味する。
- ③器に盛って黄パプリカとミニトマトと飾り用のオクラをトッピングする。

1人分の栄養価

エネルギー…71kcal
たんぱく質…4.3g 脂質…1.1g
カルシウム…51mg 塩分…0.8g

い
た
だ
き
ま
す



5/7 令和3年春の叙勲 瑞宝双光章(危険業務従事者)を受章

光地区消防組合の元職員の中村繁生さん(砂田自治会)が瑞宝双光章を受章されました。

中村さんは、昭和47年10月に光地区消防組合に採用以来、45年間、消防活動、消防力の充実強化や消防職員の教育訓練および危険物施設の火災予防の啓発に尽力され、平成20年4月からは消防司令長として5年間にわたり、消防本部総務課長および消防本部次長を歴任されました。

【中村繁生さん(写真:中央)と禮子さん(写真:左)】

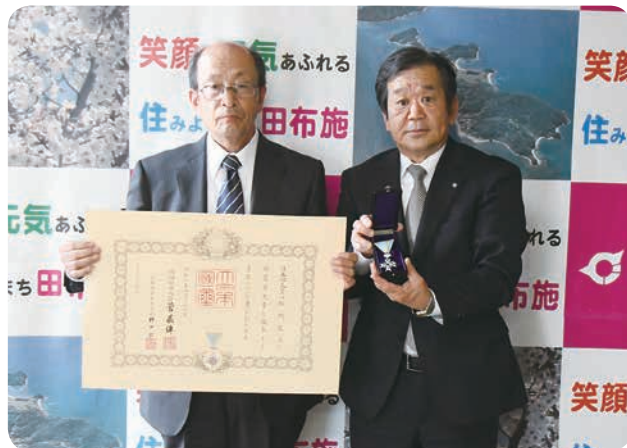


5/7 令和3年春の叙勲 瑞宝単光章(消防功労)を受章

田布施町消防団の元団員の殿明文久さん(上組自治会)が瑞宝単光章を受章されました。

殿明さんは、昭和56年5月に田布施町消防団に入団以来、38年間、消防業務に精励してられました。

平成27年4月からは、第4分団長として5年間にわたり、団員の教育訓練や消防機材や消防水利の維持管理に尽力されました。



まちのできごと

Tabuse Town News



4/27 県土緑化運動ポスター原画コンクールで最優秀を受賞

山口県、山口県県土緑化推進委員会主催の『県土緑化運動ポスター原画コンクール』の中学生の部において、田布施中学校3年生の林友樹菜さんが最優秀を受賞しました。

林さんは美術部に所属しており、「地球にさらに緑が増えてほしい」という想いを作品にこめて描いたことが評価され、今回の受賞となりました。

【林さん(写真:中央)と美術部顧問の貞石教諭(写真:左)】



5/18 永きにわたる活動へ感謝状を

元行政相談委員の櫻井済美さん(大国木自治会)に、総務大臣から感謝状が贈られました。

櫻井さんは、平成19年10月1日付で行政相談委員を委嘱されて以来、13年6か月の永きにわたり、地域の身近な相談相手となって積極的に行政と地域住民を結ぶ活動をされてきたことが評価され、この度、感謝状が贈呈されました。

【櫻井さん(写真:中央)と山口行政監視行政相談センター所長(写真:右)】



＝ 田布施 農ある暮らし vol.7 ＝

～ 米粉で健康&豊かな食生活を！ ～

問経済課 農林振興係 ☎ 52-5805

『株式会社ネティエノ』は平成27年に農業参入し、翌年に町内の認定農業者に認定されています。『美しい田園風景を守りたい』という想いからスタートした『株式会社ネティエノ』の農業は主食用米の生産のみに留まらず、現在は米粉用米の生産にも力を入れています。「食べ物は命に関わるもの。だからこそ少しでも安心して安全なものを食べてもらいたい」という熱意から生まれたのは、『ノングルテン』の米粉でした。

この米粉は徹底した管理状況のもと、米粉用米の生産から米粉の製粉まで一貫して同社で行われています。令和元年には、県内の地域資源や技術を活かした特産品の中で特に創意・工夫がみられるものに与えられる『山口県特産品振興奨励賞』を受賞しました。米粉を使って作られたパンやお菓子などは、小麦アレルギーの人でも安心して美味しく食べられると人気です。

お米の世話から製粉、そして出来上がった米粉で美味しく安全な食品づくりを手掛けている『株式会社ネティエノ』。その一つ一つの工程に込められたこだわりと情熱が、多くの人の豊かで健康な食生活を支えているのです。

田園風景



稲刈り



やのくに純真米粉



ノングルテンとは？

『グルテン』は小麦に含まれ、水に触れると粘着性が出るたんぱく質のことです。

『ノングルテン』というのは、そのグルテンの含有量が1ppm以下の米粉製品に付けられる表示のことです。
(参考：農林水産省)

私たちはこだわりを持って美味しいお米を作っており、そのお米を使って作られた米粉はどんな人にも安心して食べていただけます。

ぜひ、私たちの作った米粉で、皆さまの健康で豊かな暮らしをお手伝いさせていただけると嬉しいです！

株式会社ネティエノ 農業事業部 伊藤さん

事業者の声



私の家には1歳半年の雄のミ

ニチュアダックスフントがいます。もう家族の一員です。この子と呼びます。この子はうちに来る前の11か月は事情があつて何人かの人の手をたらい回しにされていました。そんなとき、知人からの1本の電話でこの子と出逢い、晴れて我が家の一員として迎えることになりました。

初めは部屋の隅に座り動きません。食事のときも誰かいると全く口をつけません。どうしたものかと悩みました。それでも毎日、頭をなでてやり『良い子だね』『大丈夫だよ』と言葉をかけてやると、1か月を過ぎたころには、少しだけ心を開きシツポを振るようになりました。ところが、食事は私が準備するのですが、離れた所から様子を伺い怯えたような表情です。食事中でも私が近づくと食べるのを

やめて逃げ、私が立ち上がるだけで反応し伏えます。いったいいつになれば本当に心を開いてくれるのか。2か月が過ぎ3か月になっても『おすわり』すらできませんでした。

しかし、この子が生まれてから我が家に落ち着くまでの11か月は、私には想像もできないような出来事があったために、これほどまでに心を閉ざしてしまつたのだらうと思ひました。正直、迎入れたことを後悔もしました。それでも毎日この子の頭や体をなでてやり、『良い子だね』『大丈夫だよ』と言葉をかけてやると6か月を過ぎたころからでしょうか、『おすわり』『お手』ができるようになり私の手からもおやつを食べるようになりました。今では近づくとお腹を見せシツポを振ります。

半年以上痛めつけられた心の傷は、回復に最低でも同じ時間がかかります。人間も同じです。あせらず、ゆつくり時間をかけて関係を修復していくことが大切なことだと改めて教えられました。



柳井警察署だより

問 柳井警察署 ☎ 23-0110

<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.htm>

theme

- ・梅雨時期の交通事故を防止しよう
- ・『うそ電話詐欺』被害防止のポイント

梅雨時期の交通事故を防止しよう

雨の日が多い梅雨時期は、路面が濡れて滑りやすくなるほか、見通しや視界が悪くなるなど悪条件が重なるため、普段以上に慎重な運転が必要となります。

スピードを落として車間距離を長くとるとともに、スリップに繋がる急ハンドルや急ブレーキなどの運転操作は、危険を回避するためやむを得ない場合を除き、控えるようにしましょう。

また、雨の日は歩行者なども傘や合羽などにより視界が悪くなるため、車に気付かないことがあります。歩行者や自転車のそばを通るときは、その動きに十分注意し、側方間隔をとる、一時停止をするなど慎重な運転を心掛けるほか、泥や水がはねないように、水たまりを避け、速度を落として通行するなど、時間と心にゆとりを持った安全運転をお願いします。



『うそ電話詐欺』被害防止のポイント

◇ 『アンケート調査』の電話に注意！

実在する放送局をかたり、
「アンケート調査にご協力ください。」
「お一人暮らしですか？」

などと言って、個人情報聞き出す不審な電話が発生しています。

おかしいと感じたらすぐに電話を切って、警察や家族に相談しましょう！



『小説 8050』

林 真理子 著

完璧な人生を送っているように見える大澤正樹には秘密がある。

彼の長男・翔太は7年間も自宅に引きこもっていた。娘が相手家族に結婚を反対されたことから正樹は息子と向き合う決意をするが…。

図書館へ
行こう。



『分水嶺』

ドキュメントコロナ対策専門家会議』

河合 香織 著

新型コロナウイルス対策の指針を示した『専門家会議』では、どんな議論がなされたのか。約5か月にわたる専門家たちの議論と葛藤を描く。



『月下のサクラ』

柚月 裕子 著

事故現場で収集した情報を解析・プロファイリングする機動分析係に配属された森口泉は、早速当て逃げ事件の捜査を開始。そんな折、会計課の金庫から1億円が盗まれていることが発覚し…。



『富士山のまりも』

夏休み自由研究 50年後の大発見』

亀田 良成 著

富士山のふもと山中湖に住んでいたまりもは、数が減ってほとんど見られなくなり、絶滅したのではないかと案じられていた。ところが、50年以上も前、小学生が自由研究のため山中湖からまりもを持ち帰っていて…。



『モグラのモーとグーとラーコ』

みやにし たつや 作

おるすばんをたのまれたモグラのモーとグーとラーコ。でも、さみしくて、おかあさんをさがしにでかけます。トンネルを抜けて、穴からひょいっと出ると、とんでもないところにばかり出てしまい…。くり返しが楽しい絵本。



もう一冊。

一般		絵本	
おしゃれに飾るベランダ菜園	原 由紀子	ねずみくんのピッピクニツク	上野 紀子
絵本のお菓子	太田さちか	あきらがあげてあげるから	ヨシタケシンスケ
白鳥とコウモリ	東野 圭吾	ともだちいつしゅうかん	降矢 なな
初詣で	佐伯 泰英	学校では教えてくれない自分を休ませる方法	井上 祐紀
MR	久坂部 羊	おしゃべり森のものがたり	小手鞠るい
田舎のポルシェ	篠田 節子	こそあどの森のおとなたちが子どもだったころ	岡田 淳
ヒポクラテスの悔恨	中山 七里	ぼくのがっこう	鈴木のりたけ
星落ちて、なお	澤田 瞳子	人類滅亡フラグがたちました！	令丈ヒロ子
臨床の砦	夏川 草介		
キリギリスのしあわせ	トーン・テレヘン		
写真集を編む。	平凡社		
画家たちのパートナー	千足 伸行		

イベント

おしゃべり箱おはなしの会

7月24日(土) 午前10時30分～
図書館 2F 講座室にて

7月の
休館日

毎週月曜日・祝日
月末整理日 31日(土)

問 田布施図書館 ☎ 52-2288

HP <https://ilisod004.apsel.jp/tabuse-lib/>
E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

施設開放…全員対象(平成30年4月2日以降生まれ)

・午前9時～午後3時30分
(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)



《7月行事》

◇施設開放日 火曜日～金曜日 (月・土・日・祝日を除く)

◇子育て支援センター『おんとも』の利用について

事前予約は不要で、開放時間内であれば、いつでもご利用できます。

※施設開放の期間は、いずれも午前9時～午後3時30分の間、

施設を開放しています。ぜひ、ご利用ください。

(昼休み：午後0時15分～午後1時15分)



◇身体測定ウィークについて

第2週目に行います。いつでも身体測定ができ、お子さまの成長を身体発育表に記入します。

俳句短歌

周防一夜会

マスクの下も一生懸命笑っている
どの鏡にもいるわたしがみんな老いている
横並びの価値観に反発
故人のメルアド 重い指先で消す
捨て場のない悩みは穏やかな海に

麻郷俳句教室

訪ふ家の見えあて遠し桐の花
どこからも見え大寺の桐の花
縁先に新緑の風山の風
アカシアや花房長く香り立つ
桐の花こよなく愛し逝かれしと

短歌

咲きたくなき年もあらんに
空覆いわが家の一本櫻満開
黄を帯びし櫛の若葉ははんなりと
揺れて日差しのおうがごとし
桜散る母と歩いた散歩道
やさしい笑顔まぶたにうかぶ
ケキョケキョの次がつづかぬ鳴き声を
珈琲かおるキッチンに聞く
コロナ禍かタクシー会社は交代し
真つ新な車、制服ならぶ

甲斐 信子	松根千代子	曾我 欣行	岡 倫子
久光 良一	田村 文代	播磨 春枝	藤田 京子
小枝みつ枝	山口 綾子	吉村 京子	河村美喜子
部屋 慈音		上岡 知雄	弘兼 安雄

お知らせ

【防災行政無線での

緊急地震速報訓練】

全国瞬時警報システム（J・ALERT）で送られてくる国からの緊急情報、町の防災行政無線から確実に放送されるかどうか、全国一斉に行われます。

今回の放送は、6月17日（木）の午前10時ごろに実施されます。

◇問合せ先 総務課総務係

☎52・5802

【第71回社会を明るくする運動】

7月は『社会を明るくする運動』犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ』の強調月間です。

法務省主唱の『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

また、犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。

そして、これらのことについて、地域社会の理解と協力の輪を広げましょう。

◇問合せ先 山口保護観察所

☎083・922・1327

【経済センサス・活動調査への

回答にご協力ください】

現在、総務省と経済産業省が6月1日を基準日とした『令和3年経済センサス・活動調査』を実施しています。5月中旬から統計調査員が調査対象となる町内の事業所・企業（個人事業主を含む）を訪問し、調査書類の配布を行っています。

調査書類を統計調査員より配布され、調査票の提出がまだ済んでない場合は、統計調査への回答にご協力をお願いします。

また、『令和3年経済センサス・活動調査』では、インターネットからの回答を推奨しておりますので、ぜひご利用ください。ご不明な点などありましたら、お問い合わせください。

◇問合せ先 企画財政課企画係

☎52・5803

【自筆証書遺言保管制度】

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします。

法務局で保管することにより、遺言者本人の死亡後相続人などに発見されなかったり、改ざんを防ぐことができ、裁判所の検認も不要となります。

手続きの方法や必要書類など、詳細は法務省のホームページをご確認ください。

◇問合せ先

山口地方法務局岩国支局

☎0827・43・1125

（音声ガイダンス『4』）

【火災保険のトラブル注意報】

4月下旬ごろから、電話で『災害見舞金が出るので申請しないか』と勧誘されたというご相談が急増しています。これは保険金詐欺です。とても危険なので応じないでください。

台風や地震などの被害がないのに、ウソの申請をして保険金を受け取ると、今後この火災保険にも加入できなくなりま

高額の成功報酬を支払うこととなります。もし、うっかり契約してしまった場合は、すぐに自分の加入している保険会社にご相談ください。

◇問合せ先 柳井地区広域消費生活センター

☎22・2125

【海の事故ゼロキャンペーン】

7月16日（金）～31日（土）に『海の事故ゼロキャンペーン』を実施します。船舶事故の多くは衝突・乗揚げと燃料欠乏や機関故障などです。

◇事故防止のために

- ・発航前点検を実施しましょう
- ・適切な見張りを行いましょ
- ・万一の海中転落に備えライフジャケットは必ず着用しましょう

◇問合せ先

徳山海上保安部交通課

☎0834・31・0112

【親子ふれあいのつどい

油谷青少年自然の家での海水浴

◇日時 7月25日（日）

午前9時～午後5時30分

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

電気工事のことなら何でもご相談下さい。

電気設備工事・管工事・消防設備工事



城電気工業株式会社

熊毛郡田布施町大字下田布施2988

TEL (0820) 52-2965



全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております



オートプラザ

(株)大島商会

〒742-1514

熊毛郡田布施町別府国道沿 TEL. (0820) 55-5011

FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

(台風などで中止の場合は7月31日(土)に順延の可能性あり)

◇場所

山口県母子・父子福祉センターに集合し油谷青少年自然の家へ(現地集合可)

◇内容

油谷青少年自然の家のプライベートビーチでの海水浴・シーカヤック体験

◇対象者

山口県内在住のひとり親家庭(母子・父子)の親と子(3歳以上高校生以下)

◇募集人数

20家族程度

◇参加費

(1人あたり)
・大人 500円
・子ども 300円

※現地集合の場合は無料となります。

◇申込方法

住所・参加者全員の氏名、ふりがな、年齢(7月25日現在)、子どもの学年および日中連絡のとれる電話番号を明記の上、ハガキ・メールまたはFAXで申し込む

◇応募締切

7月9日(金)必着
※希望者多数の場合は抽選となり、抽選結果は7月13日(火)

ごろにお知らせする予定です。

※昼食は各家族で用意してください。

◇申込み・問合せ先

山口県母子・父子福祉センター
〒753-0814
山口市吉敷下東3-1-1
☎083-923-2490
FAX 083-923-2499
E-mail y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp

【広島広域都市圏

ふるさとの魅力発見バスツアー

◇日時

7月28日(水)午前9時30分～午後5時30分

◇集合・解散の場所

広島駅新幹線口
(広島市南区松原町1-2)

◇内容

豊平どんぐり農園(トマト狩り)、道の駅豊平どんぐり村(シヨップング)、道の駅三矢の里あきたかた(昼食・シヨップング)、タカトーフアーム(ブルーベリー狩り)、道の駅舞ロードIC千代田(シヨップング)

◇旅行代金

7,000円

(交通費、昼食代込み)

◇募集人員

20人
(最少催行人数15人。定員に達し次第、募集終了)

◇主催

広島広域都市圏協議会
旅行企画・実施

◇申込方法

電話で申し込む

◇申込開始日

7月1日(木)

◇その他

・バスガイドは乗車しません(添乗員は同行します)。
・大型バスを定員の1/2程度で利用します。

・旅行業における『新型コロナウイルス対応ガイドライン』および『各業種別ガイドライン』に基づきツアーを設定しています。

・新型コロナウイルス感染状況により、ツアーを中止する場合があります。

合があります。

合があります。

◇申込み・問合せ先

広交観光株式会社
☎082-238-4930
受付時間 午前9時30分～午後6時

【労働保険電子申請のお知らせ】

労働保険の手続きはいつでも

申請や届出が可能な『電子申請』をぜひご利用ください。

労働保険の電子申請は『e-GOV』から行うことができます。

労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用し手続きすることが出来ます。

また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

◇問合せ先

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課企画係
☎03-5253-1111

【労働保険年度更新のお知らせ】

令和3年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(火)～7月12日(月)です。期間内に最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法などの詳細は、年度更新申告書に同封しているパンフレットなどをご確認ください。

◇問合せ先

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課業務係
☎03-5253-1111

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/

ケアマネでーす!

本町・居宅介護支援事業所

本町・行政書士事務所

任意後見、成年後見、
遺言・相続・死後事務委任・
尊厳死公正証書の相談

☎52-3193 下田布施618



相 談

【徳山年金事務所年金相談】

年金相談会を実施しますの
で、お気軽にご利用ください。
年金相談会は完全予約制と
なっていますので、希望する人
はご予約をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス
感染症の影響で変更となる
場合もあります。ホームページ
などでご確認ください。

※役場での予約受付はできません。

◇日時 7月15日(木)

午前10時～午後4時

(正午～午後1時の間は除く)

◇場所 役場1階 保健室

◇持参品

・基礎年金番号のわかるもの
(年金手帳・年金証書など)

・相談者本人の確認ができるもの
(運転免許証など)

※代理人による相談の場合は
『委任状』および『代理人本人
の確認ができるもの』を持参
してください。

◇予約受付期限 7月14日(水)

◇申込み・問合せ先

徳山年金事務所

☎0834・31・2152

試 験

【狩猟免許試験】

■試験会場

◇周南会場

・日時 7月18日(日)

午前9時～午後4時

・場所 ゆめプラザ熊毛

(周南市熊毛中央町1・1)

・申込期限

7月9日(金)午後5時

◇柳井会場

・日時 9月5日(日)

午前9時～午後4時

・場所 柳井市文化福祉会館

(柳井市柳井3718)

・申込期限

8月27日(金)午後5時

※本年度は岩国市での実施はあ
りません。

※試験日の前日に、同会場にお
いて、一般社団法人山口県獵
友会主催による狩猟免許講習
会が開催されます。(別に申
し込みが必要)

※郵送の場合、受けようとする
試験期日の申込期限までの消

※自動音声案内に従って『1』の
後に『2』を押してください。

■手数料

・新規受験者 5,200円

・すでに免許を所持し、さらに
他の種類の狩猟免許を受験す
る人 3,900円

■申請書の配布・受付

山口県柳井農林水産事務所

■助成制度 『わな猟免許』およ び『第一種銃猟免許』の新規取 得者に対する助成制度があり ます。詳細は狩猟者講習会に おいて説明します。また、県 庁自然保護課ホームページに も掲載します。

■問合せ先

◇狩猟免許試験・更新について

山口県岩国農林水産事務所

☎0827・29・1567

◇助成制度について

山口県環境生活部自然保護課

☎083・933・3050

講習・講座

【柳井圏域手話奉仕員養成講座】

聴覚障がい者などの生活およ
び福祉制度などへの理解と認識

を深め、手話で日常会話を行う
ために必要な技術を習得します。

◇日程 8月7日、21日、28日、

9月11日、25日、10月2日、

16日、23日、11月20日、27日、

12月11日(全11回、土曜日)

◇時間 午後1時30分～午後4

時45分(終了時間の変動あり)

◇場所 柳井市文化福祉会館

◇定員 25人程度

◇受講料 無料

※テキスト代3,000円(税

別)は実費負担となります。

◇申込期限日 7月9日(金)

◇申込み・問合せ先

町民福祉課福祉係

☎52・5810

【島スクエアプラス

起業家育成講座】

身近な事例を参考に、講義と
演習を通して、興味・関心のあ
るビジネスについて起業プラン
を考えていきます。

◇日時

7月3日(土)・17日(土)

午後1時30分～午後4時30分

◇会場 島スクエア起業教育研

究センター

(周防大島町小松91・4)

◇講師 中本和幸氏(中本経営
コンサルティング事務所代表・
中小企業診断士)

◇主催

NPO法人島スクエアプラス

◇申込方法 受講を希望する人
の、氏名と連絡方法を伝える

◇申込期限

講座の5日前(当日受付可)

◇申込み・問合せ先

〒742・2106

周防大島町小松91・4

NPO法人島スクエアプラス

☎090・7979・4615

E-mail npo-shimaplus@

seaicn-tv.ne.jp

【甲種防火管理講習・

乙種防火管理講習開催】

◇日時 7月29日(木)(甲種・

乙種共通)

7月30日(金)(甲種のみ)

午前9時～午後4時(両日)

※甲種防火管理新規講習は2日

間の受講が必要です。

◇会場 大和総合運動公園大会

議室(光市大字岩田849)

◇定員 先着50人

◇受講料 4,300円

(テキスト代など)

※講習初日の受付時にお支払い
ください。

◇対象者 防火管理者を選任し
なければならない防火対象物
(原則、当消防組合の管轄区
域(光市、田布施町または周
南市(熊毛地域)に所在する
ものに限る)に勤務し、防火
管理上必要な業務を適切に遂
行できる管理的または監督的
な立場にある人

◇申込方法 電話による事前予
約後、郵送で受講申込書に必
要事項を記入し、6か月以内
に撮影した写真1枚(縦4cm
×横3cm)および受講票返信
用封筒を送付する

※開催案内を熟読の上、申し
込んでください。開催案内お
よび受講申込書は光地区消防
組合ホームページからダウン
ロードできます。

(<https://119.city.hikari.lg.jp>)

◇申込期間(必着)

6月21日(月)～7月9日(金)

◇講習の一部免除 消防設備点
検資格者または自衛消防業務
講習修了者は、講習科目の一
部を免除することができます。
※受講申込書と併せて、該当の
免状または修了証の写しを送

付してください。

◇申込み・問合せ先

〒743-0011

光市光井6-16-1

光地区消防組合消防本部予防

課指導係

☎0833-74-5602

募 集

【木造住宅の耐震診断・改修の募集】

無料で『耐震診断』を実施し、
『耐震改修』に係る費用の一部を
補助します。

◇申込期限 11月30日(火)

※詳細は町ホームページを確認
するかお問い合わせください。

◇申込み・問合せ先

建設課土木管理係

☎52-5807

【無事故・無違反コンテスト1500の
参加チーム募集】

参加チーム募集

県内のドライバーを対象に、
チーム単位で1500日間の無事
故・無違反を目指すことにより、
参加者および、県民全体の交通
安全の習慣づけと交通安全意識
の高揚を図り、交通事故を防止

することを目的としています。

◇募集コースおよび参加費

・オフィス・コース

(事業所など)

1チーム5人/3,350円

・ファミリー・コース

(家族、友人など)

1チーム3人/2,010円

・シルバー・コース(65歳以上)

1チーム2人/1,340円

◇募集期限 6月30日(水)

◇実施期間 7月4日(日)～11

月30日(火)の1500日間

◇申込方法 警察署および総務

課総務係(⑨番窓口)に備え付

けている募集パンフレット付

属の申込書に必要事項を記入

し、参加費を専用払込取扱票

により郵便局から払込みの上、

『振替払込請求書兼受領証』の

コピーを添え、警察署または

総務課総務係に申し込む

◇結果送付

令和4年2月上旬ごろ

◇副賞 無事故・無違反達成

チームの中から抽選により、

商品券などの副賞を贈呈

◇問合せ先

無事故・無違反コンテスト

1500実行委員会事務局

☎083-933-2619

人口と世帯

(5月1日現在)



… 人口 …

14,856 人

(増減 -35 人)

… 男 …

7,107 人

… 女 …

7,749 人

… 世帯 …

7,024 世帯

今月の納期限

6月30日(水)

納期限内に納付しましょう

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税

……………税務課 ☎52-5804

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料・介護保険料

……………健康保険課 ☎52-5809

保育所保育料および児童クラブ保育料

……………町民福祉課 ☎52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料

……………建設課 ☎52-5807

下水道受益者負担金

……………建設課 ☎52-5817

◇町県民税 (1期)

◇保育所保育料・児童クラブ保育料 (6月分)

◇町営住宅使用料・駐車場使用料 (6月分)

※やむを得ず納期限までに納付できない
事情のある人は、担当窓口にご相談く
ださい。

7月のカレンダー

省
略
文
字

- 中公：中央公民館
- 麻公：麻郷公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 西公：西田布施公民館
- 城公：城南公民館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 東公：東田布施公民館
- 里公：麻里府公民館
- 中学：田布施中学校

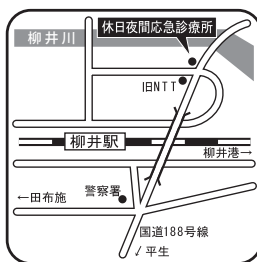
1 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき) ■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公)	16 (金)	
2 (金)		17 (土)	
3 (土)		18 (日)	
4 (日)	■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)	19 (月)	■街頭献血 9:30～11:30(マルキウ田布施店)
5 (月)	■妊婦・育児相談(要予約) 10:00～12:00(西公) 【心】	20 (火)	■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)
6 (火)	■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)	21 (水)	
7 (水)		22 (木)	
8 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)	23 (金)	
9 (金)		24 (土)	
10 (土)		25 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館横) ■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)
11 (日)		26 (月)	【困】
12 (月)	【心】	27 (火)	■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)
13 (火)	■新型コロナウイルスワクチン予防接種(要予約) 8:30～16:00(西公)	28 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(西公)
14 (水)	■ちびっこ広場(要予約) 10:00～11:00(西公) ■天体教室 20:00～(西小)	29 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
15 (木)	■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき) ■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公)	30 (金)	■ちびっこ広場プラス(要予約) 10:00～11:00(西公) ■健康・栄養相談(要予約) 10:00～11:30(いきいき)
		31 (土)	

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

◇連絡先(診療時間内)

☎22-9001



【困】困りごと相談

日時 7月26日(月)
10:00～15:00
場所 中公1階和室
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】心配ごと相談

日時 毎週月曜日
10:00～12:00
(19日・祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	9:00～12:00 (受付 11:30まで) 13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

田布施町

メール配信サービス

QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。



■カレンダー(要予約)の問合せ先

◇新型コロナウイルスワクチン
ワクチン接種コールセンター
☎51-0567

◇相談およびちびっこ広場
保健センター ☎52-4999